

第1回

新潟市立夜間中学設置基本計画に関する有識者会議

関連資料編

新潟市教育委員会事務局

教育総務課

関連資料編 <目次>

関連資料 1	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
関連資料 2	第 3 期教育振興基本計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
関連資料 3	夜間中学の設置促進等に係る政府方針（菅内閣総理大臣国会答弁）（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
関連資料 4	第 4 期教育振興基本計画（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 2
関連資料 5	全国の公立夜間中学一覧（令和 7 年 4 月時点）・・・・・・・・ p 3
関連資料 6	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」 ・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
関連資料 7	中学校学習指導要領（平成 2 9 年告示）解説 ・・・・・・・・ p 6
関連資料 8	指定都市における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数 ・・・・・・・・ p 8
関連資料 9	義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）・・・・・・・・ p 9

(平成 28 年 12 月 14 日 法律 105 号)

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一～三 略)

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいう。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(一～三 略)

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五 略)

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

関連資料2 第3期教育振興基本計画（抜粋）

（平成30年6月15日閣議決定）

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

関連資料3 夜間中学の設置促進等に係る政府方針（菅内閣総理大臣国会答弁）（抜粋）

（令和3年1月25日 第204回通常国会衆議院予算委員会）

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後五年間で全ての都道府県、指定都市に夜間中学校が少なくとも一つ設置をされる、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て取り組んでいきたい、このように思います。

関連資料4 第4期教育振興基本計画（抜粋）

（令和5年6月16日閣議決定）

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

○夜間中学の設置・充実

学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

【指標】夜間中学の設置数の増加（5年後目標値：全都道府県・指定都市への設置）

関連資料5 全国の公立夜間中学一覧（令和7年4月時点）

色付きは指定都市が設置している公立夜間中学

都道府県	設置者	学校名	県立	市区立		学校法人	生徒数 (単位：人)
				指定都市	指定都市以外		
北海道	札幌市	星友館中学校		○			113
宮城県	仙台市	南小泉中学校		○			19
福島県	福島市	福島第四中学校天神スクール			○		17
茨城県	常総市	水海道中学校			○		31
群馬県	群馬県	県立みらい共創中学校	○				35
埼玉県	川口市	芝西中学校陽春分校			○		49
千葉県	千葉市	真砂中学校かがやき分校		○			34
	市川市	大洲中学校			○		6
	松戸市	第一中学校みらい分校			○		20
東京都	墨田区	文花中学校			○		23
	大田区	糺谷中学校			○		14
	世田谷区	三宿中学校			○		22
	荒川区	第九中学校			○		31
	足立区	第四中学校			○		39
	葛飾区	双葉中学校			○		41
	江戸川区	小松川中学校			○		42
	八王子市	第五中学校			○		14
神奈川県	横浜市	蒔田中学校		○			17
	川崎市	西中原中学校		○			15
	相模原市	大野南中学校分校		○			29
石川県	石川県	県立あすなろ中学校	○				—
静岡県	静岡県	県立ふじのくに中学校	○				31
愛知県	名古屋市	なごやか中学校		○			—
	愛知県	県立とよはし中学校	○				—
三重県	三重県	県立みえ四葉ヶ咲中学校	○				—
滋賀県	湖南市	甲西中学校			○		—
京都府	京都市	洛友中学校		○			20
大阪府	大阪市	天満中学校		○			82
		東生野中学校		○			77
		心和中学校		○			62
	堺市	殿馬場中学校		○			91
	岸和田市	岸城中学校			○		91
	豊中市	第四中学校			○		63
	守口市	さつき学園			○		123
	八尾市	八尾中学校			○		78
	泉佐野市	佐野中学校			○		41
	東大阪市	意岐部中学校			○		69
		布施中学校			○		65

都道府県	設置者	学校名	県立	市区立		学校法人	生徒数
				指定都市	指定都市以外		
兵庫県	神戸市	丸山中学校西野分校		○			19
		兵庫中学校北分校		○			7
	姫路市	あかつき中学校			○		33
	尼崎市	成良中学校琴城分校			○		37
奈良県	奈良市	春日中学校			○		31
	天理市	北中学校			○		36
	橿原市	畝傍中学校			○		30
和歌山県	和歌山市	和歌山あけぼの中学校			○		—
鳥取県	鳥取県	県立まなびの森学園	○				10
岡山県	岡山市	後楽館中学校		○			—
広島県	広島市	観音中学校		○			27
		二葉中学校		○			13
徳島県	徳島県	県立しらさぎ中学校	○				43
香川県	三豊市	高瀬中学校			○		17
高知県	高知県	県立高知国際中学校	○				16
福岡県	福岡市	福岡きぼう中学校		○			45
	北九州市	ひまわり中学校		○			13
	大牟田市	宅峰中学校ほしぞら分校			○		12
佐賀県	佐賀県	県立彩志学舎中学校	○				18
長崎県	佐世保市	祇園中学校			○		—
熊本県	熊本県	県立ゆうあい中学校	○				34
宮崎県	宮崎市	ひなた中学校			○		17
鹿児島県	鹿児島県	県立いろは中学	○				—
沖縄県	学校法人	珊瑚舎スコーレ東表中学校				○	7
学校数の合計			11	19	31	1	平均生徒数
			合計 62				37.2

※生徒数は令和6年5月1日現在（令和7年度開設校は「—」と表示）

出典 学校名：文部科学省「夜間中学の設置・検討状況」

生徒数：文部科学省「令和6年度夜間中学等に関する実態調査」

（平成 29 年 3 月 31 日付初等中等教育局長）

第 1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 18 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）のうち、その者の年齢、経験又は勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができるものとする。こと。（第 56 条の 4、第 79 条、第 79 条の 6、第 108 条第 1 項及び第 132 条の 5 関係）

2 学校教育法施行規則第 56 条の 4 等の規定による特別の教育課程について定める件

（平成 29 年文部科学省告示第 60 号）

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第 56 条の 4（同令第 79 条、第 79 条の 6 及び第 108 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 132 条の 5 に規定する学齢経過者に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を踏まえつつ、次のとおり当該特別の教育課程を編成することができるものとする。こと。

- （1）特別の教育課程は、各教科等の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。こと。
- （2）中学校段階において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。こと。
- （3）特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。こと。

第 2 留意事項

1 特別の教育課程の対象

- （1）学齢経過者に対して指導をする際、実情に応じた特別の指導を行う必要がある者であるか否かの判断については、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が行うこととなる。こと。
- （2）夜間中学については、不登校児童生徒への支援に当たって多様な教育機会を提供する観点から、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることも可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、本規定ではなく、学校教育法施行規則第 56 条の規定に基づき、特別の教育課程を編成するものである。こと。

2 特別の教育課程の内容

- (1) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、既に社会生活や実務経験等により学齢経過者に一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、学校教育法第 21 条に規定する義務教育の目標を達成する上で当該学齢経過者にとって必要と認められる内容により編成するものとする。
- (2) 学齢経過者に対して編成する特別の教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなること。

関連資料 7 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 4 節 生徒の発達への支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(4) 学齢を経過した者への配慮

① 学齢を経過した者を対象とする教育課程（第 1 章第 4 の 2 の（4）のア）

ア 夜間その他の特別の時間に授業を行う課程において学齢を経過した者を対象として特別の教育課程を編成する場合には、学齢を経過した者の年齢、経験又は勤労状況その他の実情を踏まえ、中学校教育の目的及び目標並びに第 2 章以下に示す各教科等の目標に照らして、中学校教育を通じて育成を目指す資質・能力を身に付けることができるようにするものとする。

中学校夜間学級（以下「夜間中学」という。）は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和 20 年代初頭に中学校に付設された学級である。平成 28 年度現在、全国に 31 校が設置されている。

平成 28 年 12 月には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、学齢期を経過した者（以下「学齢経過者」という。）であって小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のうちに、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられたところである。

夜間中学には、義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者や不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮などにより卒業した者で、中学校で学び直すことを希望する者、そして不登校となっている学齢生徒の受入れが可能である。このように、夜間中学には、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。

学齢経過者は、既に社会生活や実務経験等により、一定の資質・能力が養われていることがあ

り、この部分については、義務教育の目的・目標を達成する上で学校教育において改めて実施しなくてもよい場合が考えられる。他方、既に学齢期を過ぎて社会生活を送っている者等にとっては、学齢期の児童生徒と同様の時間を確保して学習に専念することは困難な実態があり、限られた時間で必要な教育を行うことが、就学機会の確保の観点からも必要である。

このため、平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則を改正し、夜間中学において学齢経過者に対して指導を行う際に、その実情に応じた特別の教育課程を編成することができることとした。具体的には、同規則第 56 条の 4 等において、学齢経過者のうち、その者の年齢、経験、または勤労の状況その他の実情に応じた特別の指導を行う必要があるものを夜間その他特別の時間において教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより特別の教育課程によることができるものとした。これを受けた文部科学大臣の告示において、特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、各教科等の内容のうち、当該生徒の各学年の課程の修了または卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとし、また、指導する上で必要な場合は、小学校段階の内容を取り扱うことができることとした。さらに、特別な教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとした。

なお、この際、当該特別の指導を行う必要がある者か否かの判断及びその教育課程の内容は、当該学齢経過者をはじめとする在籍する児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長が判断することとなる（「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」28 文科初第 1874 号平成 29 年 3 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）。

上述のように、夜間中学については、昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒が希望する場合には、夜間中学で受け入れることが可能であるが、不登校の学齢生徒に対して特別の教育課程を編成する際には、学校教育法規則第 56 条等に基づき、特別の教育課程を編成することとなる。

② 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

（第 1 章第 4 の 2 の（4）のイ）

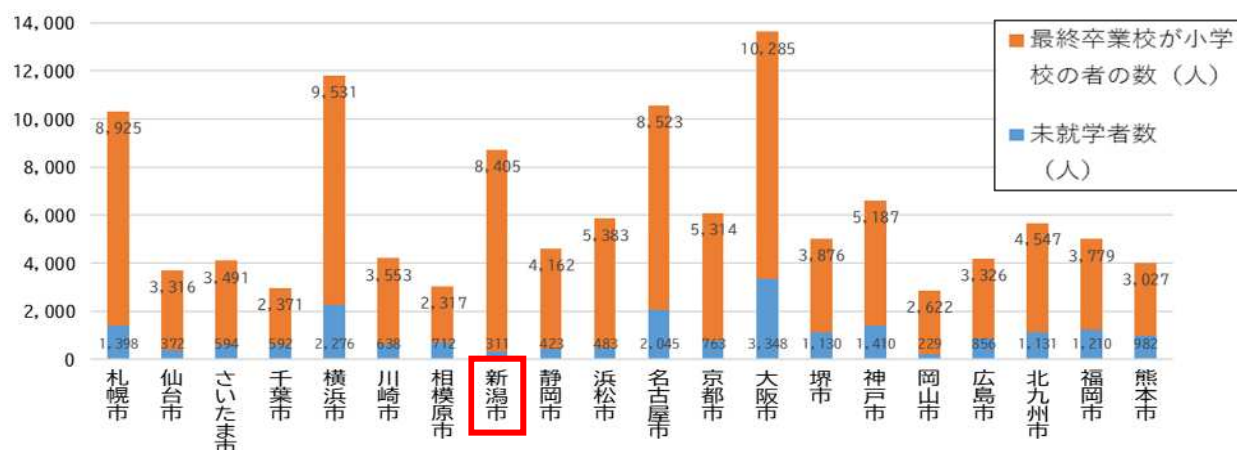
イ 学齢を経過した者を教育する場合には、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

学齢経過者に対しては、その年齢や境遇が多様であることも踏まえ、指導方法や指導体制について、各学校がその実態に応じて工夫改善していくことが必要である。このため、第 4 節 1「（4）指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」の欄も参照しつつ、個別学習やグループ別学習に加え、学習内容の習熟の程度に応じた指導方法等を柔軟かつ多様に導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりすることが望まれる。

特に、日本国籍を有しない生徒の中には、日本語の能力が不十分な場合があり、そうした生徒に対する配慮が必要となる。このため、第 4 節 2「（2）海外から帰国した生徒などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある生徒に対する日本語指導」の欄も参照しつつ、当該生徒の実態に応じて指導内容や教材の工夫をすること等が重要である。

関連資料 8 指定都市における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数

(令和 2 年国勢調査)



指定都市名	未就学者数 (人)	人口に占める 未就学者の割合 (%)	最終卒業校が小学 校の者の数 (人)	人口に占める最終 卒業校が小学校の 者の割合 (%)
札幌市	1,398	0.08	8,925	0.5
仙台市	372	0.04	3,316	0.4
さいたま市	594	0.05	3,491	0.3
千葉市	592	0.07	2,371	0.3
横浜市	2,276	0.07	9,531	0.3
川崎市	638	0.05	3,553	0.3
相模原市	712	0.11	2,317	0.4
新潟市	311	0.05	8,405	1.2
静岡市	423	0.07	4,162	0.7
浜松市	483	0.07	5,383	0.8
名古屋市	2,045	0.1	8,523	0.4
京都市	763	0.06	5,314	0.4
大阪市	3,348	0.14	10,285	0.4
堺市	1,130	0.16	3,876	0.5
神戸市	1,410	0.11	5,187	0.4
岡山市	229	0.04	2,622	0.4
広島市	856	0.08	3,326	0.3
北九州市	1,131	0.14	4,547	0.6
福岡市	1,210	0.09	3,779	0.3
熊本市	982	0.16	3,027	0.5

関連資料9 義務教育修了者が中学校夜間学級へ再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）

（平成 27 年 7 月 30 日付初等中等教育企画課長）

1. 市町村教育委員会は、入学希望既卒者があったときは、入学を希望する理由や既に卒業した中学校における具体的な就学状況について、入学希望既卒者本人及び既に卒業した中学校の設置者等に確認した上、入学の可否を総合的に検討すること。その検討の結果、当該入学希望既卒者が、以下の要件に該当すると認められる場合は、各夜間中学の収容能力に応じて、積極的に入学を認めることが望ましいこと。

不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた又はそれに準ずる状況であった等の事情により、実質的に義務教育を十分に受けられておらず、社会で自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うといった義務教育の目的に照らして、再度中学校に入学を認めることが適当と認められる。

2. 入学を認める入学希望既卒者は、基本的には、不登校や親による虐待等により中学校の課程の大部分を欠席していた者を想定しているが、例えば下記のようなケースも考えられるため、入学の許可に際しては、出席日数等の一律の外形的な基準によって決定するのではなく、個々の事情に応じて柔軟に判断することが望ましいこと。
 - （1）指導要録上、十分な出席日数が記録されていても、いわゆる保健室登校であったり、いじめ・病気などにより落ち着いた環境で授業を受けられなかったりしたケース
 - （2）指導要録の保存年限が過ぎて廃棄されていたり、当時の生徒の状況を知る教職員が全て異動していたりといった事情により、卒業した学校における就学状況が把握できないケース
 - （3）転居や転校を繰り返す間に未就学期間が生じたなどの事情により、過去の指導要録全体が引き継がれておらず、就学状況の全体が把握できないケース
 - （4）修業年限の相当部分が未就学であったり、就学義務の猶予又は免除を受けていたりするなど学籍が作成されていない期間が長期にわたり、指導要録において出席・欠席日数が十分に記録されていないケース
 - （5）学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けることなどにより指導要録上出席扱いがなされ、中学校卒業を認められたものの、夜間中学に通うことにより学び直しを行うことを強く望んでいるケース
3. 特に学齢期に不登校を経験した者など、入学希望既卒者の中には、もう一度学校という場で学ぶことに不安を抱えている者や、夜間中学への入学を含め、今後の進路の選択に悩みを抱えている者も多いと考えられる。市町村教育委員会及び夜間中学を置く中学校は、こうした者から夜間中学への入学希望の提出に先立って相談があった場合は、入学希望既卒者の立場や心情に配慮した対応が望まれること。また、その際、例えば夜間中学の見学や試験登校を認めるなど、きめ細かな対応に努めること。